

# 審査基準（公表用）

所属部（局）・課（室） 総務部法務私学課（私立中高・専修学校支援室）

法令名	学校教育法			法令の番号	昭和22年法律第26号				
許認可等の種類	私立専修学校の設置認可			根拠条項	第130条				
審査基準	<p>私立専修学校の設置認可の取扱いについては、法令に定めるもののほか、この審査基準の定めるところによる。</p>								
	<p>1 設置者について 専修学校の設置者は、学校運営の安定性及び永続性を確保するため、原則として、学校法人（準学校法人を含む）とするが、当該専修学校の専門分野によっては、その他の法人及び個人も設置者として認めるものとする。</p>								
	<p>2 学校の名称について 専修学校の名称は、県内の既存の学校（大学、短期大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校、各種学校）と同一若しくは紛らわしいものであってはならない。</p>								
	<p>3 開校の時期について 専修学校の開校の時期は、原則として4月1日とする。</p>								
審査基準	<p>4 校長の資格について 学校教育法（昭和22年法律第26号、以下「法」という。）第129条に規定する「教育、学術又は文化に関する業務に従事した者」とは、次に掲げる職又は業務の1又は2以上を通算して5年以上従事した者をいう。</p>								
	① 法第1条、第124条又は第134条に規定する学校の長の職								
	② 前号に掲げる学校の教員又は事務職員の職								
	③ 行政機関の教育、学術又は文化に関する業務								
	④ 民間の教育、学術又は文化に関する団体の役員又は職員の職								
⑤ 前各号のほか、知事が適当と認める業務									
受付機関	法務私学課	処理機関	法務私学課	交付機関	法務私学課	標準処理期間	90 日	整理番号	13～1
						標準経由期間	日		

審 査 基 準 (公表用)

所属部(局)・課(室) 総務部法務私学課(私立中高・専修学校支援室)

法令名	学校教育法				法令の番号	昭和22年法律第26号			
許認可等の種類	私立専修学校の設置認可				根拠条項	第130条			
審 査 基 準	<p>5 教員の数について 専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号。以下「基準」という。)第14条に規定する夜間学科等を併せ置く2部制の場合は、基準別表第1に規定する数に0.2を乗じた数(1未満の数は切り上げる。)以上の教員を増員するものとする。</p> <p>6 職員について 専修学校には、相当数の事務職員及び学校医を置くものとする。ただし、学校医については、保健管理に関する専門的事項に関し、医師による技術及び指導が受けられる体制を整備すれば足りるものとする。</p> <p>7 施設及び設備について (1) 教育上必要な施設及び設備は、開校時まで支障のないように整備されていなければならない。 また、施設及び設備を年次計画で整備するときは、当該学校の教育上支障のない年次計画により整備されなければならない。 (2) 校地・校舎等の施設は、負担付き(担保に供されている等)又は借用のものであってはならない。ただし、次に掲げる場合で、教育上支障がないと認められる場合は、この限りでない。 ① 所有する校地・校舎等の施設が、日本私立学校振興・共済事業団又は確実な金融機関からの借入に伴う負担付きであり、負債に係る償還計画が適正かつ実行可能なものである場合 ② 借用する校地・校舎等の施設が、国又は地方公共団体の所有地(物)で、20年以上使用できる保証がある場合 ③ 借用する校地・校舎等の施設が、民間の所有地(物)で、20年以上使用できる保証があり、校地・校舎を自己所有している場合と同等の学校経営の安定性・継続性が確認できる場合 (3) 設備は、借用のものであってはならない。ただし、教育上支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (4) 施設及び設備は、履修の形態等による特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。</p>								
	受付機関	法務私学課	処理機関	法務私学課	交付機関	法務私学課	標準処理期間	90日	整理番号
						標準経由期間	日		

審 査 基 準 (公表用)

所属部(局)・課(室) 総務部法務私学課(私立中高・専修学校支援室)

法令名	学校教育法			法令の番号	昭和22年法律第26号				
許認可等の種類	私立専修学校の設置認可			根拠条項	第130条				
審査基準	<p>8 生徒定数について                  準学校法人の設置する専修学校の生徒定数は、原則として80人以上でなければならない。</p> <p>9 資金等について                  (1) 専修学校の施設及び設備の取得に係る資金は、当該専修学校設置者の自己資金を原則とし、かつ、申請時において、当該資金が収納されていることを原則とする。                  ただし、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実と認められる場合で、かつ、次の条件を満たす場合においては、当該資金の合計額の3分の1を限度として借入金を認める。                  ① 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関が行う貸付又は融資による負債であること。                  ② 負債に係る償還計画が適正かつ実行可能なものであること。                  (2) 校舎及び機械、器具等の整備に要する経費は、当該専修学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていなければならない。                  (3) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないものとする。                  (4) 設置経費の財源に充てる寄附金については、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金などについては算入しないものとする。                  (5) 設置経費の財源としての寄附金のほか、経営に必要な財源として、申請時において、専修学校を適正に運営していくために必要な財源としての自己資金が確保されていなければならない。なお、この場合において、9(3)及び(4)を準用する。                  (6) 専修学校の完成年度までの各年度の経常経費の財源は、生徒納付金、寄附金、資産運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、原則として、借入金を充ててはならない。</p> <p>10 経営について                  専修学校の設置者は、学校経営が営利的でなく、次の各号に適合するよう経営を行わなければならない。                  ① 学校法人会計基準に準じて会計処理されていること。                  ② 専修学校教育以外の事業を行う場合には、経理・経営が明確に区分されていること。</p>								
	受付機関	法務私学課	処理機関	法務私学課	交付機関	法務私学課	標準処理期間	90 日	整理番号
						標準経由期間	日		